

部長及び参事官

殿

所 属 長

県 民 発 第 3 3 号

(警務、生企、刑企、交企、備一)

平成28年1月20日

30年保存(口訓)

本 部 長

【沿革】平成29年8月21日県民発第205号改正

令和3年3月3日県民発第37号改正

令和5年7月7日県民発第201号改正

犯罪被害者等早期援助団体に提供する被害者情報の取扱要領の制定
について(通達甲)

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)第23条第4項の規定に基づく被害者情報の提供については、「犯罪被害者等早期援助団体に提供する被害者情報の取扱要領の制定について(例規)」(平成24年8月20日企画発第325号)を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規程(平成27年6月本部訓令第18号)の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、別添のとおり「犯罪被害者等早期援助団体に提供する被害者情報の取扱要領」を定め、平成28年2月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

犯罪被害者等早期援助団体に提供する被害者情報の取扱要領

第1 目的

この要領は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指定した犯罪被害者等早期援助団体に提供する被害者情報の取扱いに関し、必要な事項を定め、もって被害者支援の適正かつ効果的な推進を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

この要領において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例によるほか、次に定めるとおりとする。

1 早期援助団体

法第23条第1項の規定に基づき公安委員会から指定を受けた犯罪被害者等早期援助団体をいう。

2 被害者情報

法第23条第4項の規定により早期援助団体に提供する犯罪の被害者又はその遺族（以下「被害者等」という。）の氏名及び住所その他当該犯罪被害の概要に関する情報をいう。

3 署長等

署長、県民支援相談課長及び高速隊長をいう。

4 情報受理担当者

早期援助団体において被害者情報を取り扱うことができる情報管理責任者、情報管理副責任者又は情報管理担当者に指定され、守秘義務を有する者をいう。

第3 体制及び任務

1 総括責任者

- (1) 県本部に総括責任者を置き、警務部長をもって充てる。
- (2) 総括責任者は、早期援助団体に提供する被害者情報の取扱いについての管理及び運用に関する事務を総括するものとする。

2 総括副責任者

- (1) 県本部に総括副責任者を置き、県民支援相談課長をもって充てる。
- (2) 総括副責任者は、総括責任者の指揮を受け、早期援助団体に提供する被害者情報の管理及び調整を行うものとする。

3 本部情報連絡担当者

- (1) 県本部に本部情報連絡担当者を置き、県民支援相談課の被害者支援担当者をもって充てる。
- (2) 本部情報連絡担当者は、総括副責任者の指揮を受け、早期援助団体の情報受理担当者及び他の都道府県警察本部被害者支援担当部門と連携し、被害者情報の提供、受理、連絡等を適正かつ迅速に行うことができるように総合的な調整を行うものとする。

4 所属情報連絡担当者

- (1) 署及び高速隊に所属情報連絡担当者を置き、所属における被害者支援担当者をもって充てる。
- (2) 所属情報連絡担当者は、署長又は高速隊長の指揮を受け、早期援助団体に対する被害者情報の提供、受理、連絡等を適正かつ迅速に行うことができるよう、本部情報連絡担当者と連携し、被害者の心情に配慮した情報提供を行うものとする。

第4 早期援助団体への情報提供対象事件

早期援助団体への情報提供の対象となる事件は、犯罪行為による犯罪被害及び犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族が受けた心身の被害に係る事件とし、具体的には別表の早期援助団体への情報提供対象事件に定める事件とする。

第5 早期援助団体に対する被害者情報の提供

1 提供の要件

署長等は、被害者等の被害の状況、心身の状態等から早期援助団体による支援が必要であると認める場合は、法第23条第4項の規定に基づき、被害者等の同意を得て、早期援助団体に対し、援助に必要な被害者情報を提供することができる。

2 提供する内容

提供する被害者情報は、早期援助団体と被害者等との連絡を容易にし、各種支援活動が円滑に行われ、かつ、被害者等が被害の内容を繰り返し説明することを避けるため、真に必要なものに限ることとし、具体的には次に掲げる情報とする。

- (1) 被害者の氏名、住所、性別、生年月日、連絡先等
- (2) 犯罪被害の概要（被害の発生日時、場所、被害程度、内容等）

3 情報提供対象事件発生報告書の作成

署長等は、情報提供対象事件が発生したときは、別記第1号様式の情報提供対象事件発生報告書を作成させ、別記第2号様式の被害者情報管理簿（以

下「被害者情報管理簿」という。)に記載するとともに、総括責任者に送付するものとする。

4 被害者等の同意

(1) 事前の説明

署長等は、早期援助団体に被害者情報を提供しようとする場合は、被害者等の同意を得る前に、被害者等に次の事項を説明するものとする。この場合において、被害者等が未成年者又は適切な判断が下せない状態にある者（以下「未成年者等」という。）であるときは、法定代理人たる親権者等にも説明しなければならない。

ア 早期援助団体は、公安委員会から公的認証を与えられた法人であり、法により、当該団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者には守秘義務が課せられていること。

イ 早期援助団体が行っている支援（援助事業）の具体的内容に関すること。

ウ 早期援助団体に対する被害者情報の提供は、被害者等が被害の概要を繰り返し説明することにより受ける精神的負担の軽減のために必要であること。

エ 早期援助団体が被害者等に対する必要な支援の内容、体制等を判断するために被害者情報の提供が必要であること。

(2) 同意の確保

署長等は、被害者等から次の方法により同意の確認を行うものとする。

ア 被害者等に対し、別記第3号様式の被害者等同意書（以下「同意書」という。）の提出を求めるとし、被害者等が未成年者等の場合は、法定代理人たる親権者等から同意書の提出を求めると。

なお、同意書を提出することが困難な場合は、口頭等により同意を得た後、その経過を書面により明らかにしておくこと。

イ 同一の被害者等に関する被害者情報を2回以上にわたり提供する場合は、その都度、アの方法により当該被害者等の同意を得ること。

5 情報提供の具体的要領

(1) 被害者情報提供簿の作成

署長等は、早期援助団体に被害者情報を提供することに関し、被害者等の同意を得た場合は、本部情報連絡担当者又は所属情報連絡担当者に別記第4号様式の被害者情報提供簿（その1）（以下「被害者情報提供簿」という。）を作成させるものとする。

(2) 同意書及び被害者情報提供簿の送付

署長等は、速やかに同意書及び被害者情報提供簿の写しを総括責任者に送付し、その経緯を被害者情報管理簿に記載するものとする。

(3) 被害者情報の提供

総括責任者は、被害者情報提供簿の内容を審査した上、早期援助団体において指定する情報受理担当者に対し、同意書の写し及び(1)で作成した被害者情報提供簿の写しを直接交付することにより情報提供を行うとともに、別記第5号様式の本部被害者情報管理簿に処理状況を記載するものとする。他の都道府県警察から提供を受けた被害者情報についても、同様とする。

第6 他の都道府県の早期援助団体に対する被害者情報の提供

署長等は、他の都道府県の早期援助団体に被害者情報を提供する場合は、第5に定める手続のほか、総括副責任者を通じて他の都道府県警察本部の被害者支援担当部門と協力・連携し、当該早期援助団体が提供できる支援の具体的内容等を確認し、被害者等に必要な説明を行うこと。

第7 早期援助団体における支援状況の把握

1 支援状況等の確認と記録

署長等は、本部情報連絡担当者を通じて被害者等への支援状況等の確認に努めるものとし、その都度、確認した内容を当該被害者情報に係る別記第4号様式の被害者情報提供簿（その2）に記載するものとする。

なお、早期援助団体に過度の事務負担を強いることのないように配慮すること。

2 他の都道府県警察から提供を受けた被害者情報に基づく支援状況の把握

総括責任者は、早期援助団体が他の都道府県警察から被害者情報の提供を受けた場合は、その内容及び支援状況の把握に努めるとともに、必要な協力・援助を行うものとする。

また、被害者等の住居地を管轄する署長は、総括責任者から被害者情報提供簿の写しを受領し、支援状況等の把握に努めること。

第8 報告等

署長等は、次の事項に該当する場合は、速やかに別記第6号様式の犯罪被害者等早期援助団体支援活動報告書により報告するものとする。この場合において、総括責任者は重要又は特異な案件について本部長に報告しなければならない。

- (1) 早期援助団体が支援活動を終了したとき。
- (2) 早期援助団体の支援に対する被害者等からの苦情等を把握したとき。
- (3) 早期援助団体における情報の不正な取扱いを把握したとき。

- (4) その他早期援助団体が行う被害者支援活動に関し、特異事項を把握したとき。

第9 早期援助団体に対する協力・援助

- 1 署長等は、早期援助団体が行う相談業務等の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について配慮するものとする。
 - (1) 担当職員の派遣等による犯罪被害給付制度の説明、犯罪被害者等給付金の裁定の申請補助を行う上での留意点の教示
 - (2) 早期援助団体が主催する行事への積極的な参加及び後援
 - (3) 警察施設へのパンフレット等啓発物品の備付け
 - (4) 早期援助団体の活動等について警察広報紙等への掲載
 - (5) 警察施設利用等の協力・援助
- 2 署長等は、被害者等の居住地が他の都道府県の場合であり、かつ、被害者等が支援を希望している場合は、総括副責任者と協議の上、当該都道府県警察本部被害者支援担当部門への連絡、支援要請等の適切な対応に努めること。

第10 文書の保存期間

この要領に基づき作成した関係書類は、関係所属において、暦年別に編冊し、当該被害者等の支援が終了した日から3年間保存するものとする。

(別記様式省略)

別表（第4関係）

早期援助団体への情報提供対象事件

対 象 事 件	被害者が死亡した事件	殺人、強盗殺人等のほか、傷害致死、強盗致死、不同意性交等致死等の結果的加重犯において致死の結果を生じたもの
	性 犯 罪 事 件	不同意性交等、監護者性交等及び強盗・不同意性交等(致傷及び未遂を含む。)
		不同意わいせつ及び監護者わいせつ（致傷及び未遂を含む。)
	その他の身体犯の事件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 殺人未遂 ○ 全治1か月以上の傷害 ○ 略取及び誘拐、人身売買（未遂を含む。) ○ 逮捕及び監禁 上記のほか、結果的加重犯における全治1か月以上の致傷罪（交通事故事件は除く。）
	危険運転致死傷事件	
	その他署長等が必要と認めた事件	

注 「その他署長等が必要と認めた事件」とは、法に定める犯罪被害以外の事件・事故について、署長等が早期援助団体による支援が必要と認めた事件とする。